別府医療センター標準業務手順書　変更一覧

治験管理室運営規程

条項	変更前(平成27年4月1日)	変更後(令和5年2月1日)	備考
(構成) 第2条　第1項	(5)治験薬管理者及び治験機器管理者(以下、「治験薬等管理者」という。)	(5)治験薬管理者、治験機器管理者及び治験製品管理者(以下、「治験薬等管理者」という。)	GCP改正に伴う変更
(業務) 第4条　第5項	5　治験薬、治験機器の受領、管理、返納等に関すること	5　治験使用薬、治験使用機器及び治験使用製品の受領、管理、返納等に関すること	GCP改正に伴う変更
(附則)		この規定は、令和 5年 2月 1日より施行する。	追記